

# 入苑のご案内

ケアハウスは、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等の為独立して生活するのに不安が認められる方が、安心して自立した生活を続けていただく為の施設です。食事の提供や入浴準備、生活相談等を受けることができます。

## 1. 入苑の資格

- 1 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等の為、独立して生活するのに不安が認められる方で、日常生活がお独りで維持できる方
- 2 入苑開始時、年齢が満60歳以上の方（60歳以上の配偶者と共に利用する方は60歳未満でも利用可能）
- 3 日常生活で常時介護を必要としない方
- 4 継続して利用料等を支払うことが出来ること
- 5 確実な保証能力を有する保証人を立てられること  
（保証人の責任範囲）
  - ・利用者が利用料、電気料その他の費用を支払わなかった場合の費用の負担
  - ・利用者が利用を取り消された場合の身柄の引き取り
  - ・利用者が死亡した場合の遺体又は遺骨の引受け、遺留金品の処理その他必要な措置

## 2. サービスの内容

- 1 食 事 サービス ・高齢者の皆様に適した食事を1日3食提供します。
- 2 入 浴 サービス ・共同の入浴室準備
- 3 相談助言サービス ・日常生活における心配事、悩み事に対して、専門の生活相談員が対応いたします。
- 4 緊急時の対応 ・ナースコール、非常通報装置や全館一斉放送設備、医療機関等連携体制をとっています。
- 5 在宅福祉サービス等の利用 ・日常生活上の援助や介護が必要な場合は、ご利用者自身で外部の在宅保健福祉サービスを利用する事が出来ますので、ご相談ください。
- 6 健 康 管 理 ・定期的な健康診断と健康の保持、疾病の予防等
- 7 自主的な活動への協力 ・利用者の自主的な趣味やサークル活動、地域活動への助言と協力をいたします。

＊ なお、清掃、洗濯、買い物等、身の回りの事は入居者自身で行なっていただきますが、日常生活上の援助や介護を必要とする状態になった場合、介護サービス等は当施設から直接受ける事はできませんので、ご相談ください。